

(別表1)

## 申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和4年6月1日作成)

法令名	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）		
根拠条項	第4条第1項		
許認可等の種類	建替計画の認定		
法令の定め	第5条 所管行政庁は、建替計画の認定の申請があった場合において、当該申請に係る建替計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨の認定をすることができる。		
審査基準	設定していない (理由) 事例がなく、また、当分の間該当する処分がないと判断される。		
標準処理期間	総期間	日・月	(注：休日は含まない。)
	経由機関	日・月	( )
	協議機関	日・月	( )
	処分機関	日・月	( )
処分担当課	建設部住宅局建築指導課建築安全推進グループ（電話番号：011-204-5097）		
申請先	所管行政庁（電話番号： ）		
問い合わせ先	建設部住宅局建築指導課建築安全推進グループ（電話番号：011-204-5097）		
備考			

(別表1)

## 申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成24年10月1日作成)

法令名	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）		
根拠条項	第7条第1項		
許認可等の種類	建替計画の変更の認定		
法令の定め	第7条 建替計画の認定を受けた者は、当該建替計画の認定を受けた建替計画の変更をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。		
審査基準	設定していない (理由) 事例がなく、また、当分の間該当する処分がないと判断される。		
標準処理期間	総期間	日・月	(注：休日は含まない。)
	経由機関	日・月	( )
	協議機関	日・月	( )
	処分機関	日・月	( )
処分担当課	建設部住宅局建築指導課建築安全推進グループ（電話番号：011-204-5097）		
申請先	所管行政庁（電話番号： ）		
問い合わせ先	建設部住宅局建築指導課建築安全推進グループ（電話番号：011-204-5097）		
備考			

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成24年10月1日作成)

法令名	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）
根拠条項	第9条
許認可等の種類	認定事業者の一般承継人等の地位の承継に係る承認
法令の定め	第9条 認定事業者の一般承継人又は認定事業者から認定計画に係る除却する建築物の所有権その他当該認定建替計画に係る建築物の建替えに必要な権原を取得した者は、所管行政庁の承認を受けて、当該認定事業者が有していた建替計画の認定に基づく地位を承継することができる。
審査基準	設定していない (理由) 事例がなく、また、当分の間該当する処分がないと判断される。
標準処理期間	総期間 日・月 (注：休日は含まない。) 経由機関 日・月 ( ) 協議機関 日・月 ( ) 処分機関 日・月 ( )
処分担当課	建設部住宅局建築指導課建築安全推進グループ (電話番号：011-204-5097)
申請先	所管行政庁 (電話番号： )
問い合わせ先	建設部住宅局建築指導課建築安全推進グループ (電話番号：011-204-5097)
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和4年6月1日作成)

法令名	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）		
根拠条項	第94条第1項		
許認可等の種類	防災街区計画整備組合の設立認可		
法令の定め	<p>（設立の認可）</p> <p>第94条 都道府県知事は、前条第一項の規定による設立の認可の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その認可をしてはならない。</p> <p>一 設立の手續又は定款若しくは事業基本方針の内容が、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反するとき。</p> <p>二 計画整備組合の行う事業のために必要な経済的基礎を欠く等事業基本方針に記載される事項を達成することが著しく困難であると認められるとき。</p> <p>三 地区の全部又は一部が他の計画整備組合の地区と重複することとなるとき。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の設立の認可をしようとするときは、あらかじめ、促進地区内防災街区整備地区計画の都市計画を定めた者の意見を聴かなければならない。</p>		
審査基準	<p>設定しない</p> <p>（理由）事例がなく、また、当分の間該当する処分がないと判断される。</p>		
標準処理期間	総期間	日・月	（注：休日は含まない。）
	経由機関	日・月	（ ）
	協議機関	日・月	（ ）
	処分機関	日・月	（ ）
処分担当課	建設部住宅局建築指導課建築安全推進グループ（電話番号：011-204-5097）		
申請先	（電話番号： ）		
問い合わせ先	建設部住宅局建築指導課建築安全推進グループ（電話番号：011-204-5097）		
備考			

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和4年6月1日作成)

法令名	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）		
根拠条項	第98条第2項		
許認可等の種類	防災街区計画整備組合の合併認可		
法令の定め	<p>（合併の手続）</p> <p>第98条 計画整備組合が合併しようとするときは、各計画整備組合の総会において合併を議決しなければならない。</p> <p>2 合併をするには、定款及び事業基本方針を都道府県知事に提出して合併の認可を申請しなければならない。</p> <p>3 第九十三条第二項及び第九十四条の規定は、前項の認可の申請があった場合について準用する。</p> <p>4 第八十二条の規定は、計画整備組合の合併について準用する。</p>		
審査基準	<p>設定しない</p> <p>（理由）事例がなく、また、当分の間該当する処分がないと判断される。</p>		
標準処理期間	総期間	日・月	（注：休日は含まない。）
	経由機関	日・月	（ ）
	協議機関	日・月	（ ）
	処分機関	日・月	（ ）
処分担当課	建設部住宅局建築指導課建築安全推進グループ（電話番号：011-204-5097）		
申請先	（電話番号： ）		
問い合わせ先	建設部住宅局建築指導課建築安全推進グループ（電話番号：011-204-5097）		
備考			

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成24年10月1日作成)

法令名	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）		
根拠条項	第116条第1項		
許認可等の種類	建築物の敷地と道路との関係の特例許可		
法令の定め	<p>第116条 促進地区内防災街区整備地区計画に定められた特定地区防災施設である道が、建築基準法第68条の7第1項に規定する予定道路として指定された場合において、次に掲げる条件に該当する特定防災街区整備地区計画の区域内にある建築物（その敷地が当該予定道路に接するもの又は当該敷地内に当該予定道路があるものに限る。）で当該特定防災街区整備地区計画の内容に適合し、かつ、特定行政庁（同法第2条第33号に規定する特定行政庁をいう。）が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したものについては、当該予定道路を同法第42条第1項に規定する道路とみなして、同法第43条第1項の規定を適用する。</p>		
審査基準	<p>設定しない  （理由）事例がなく、また、当分の間該当する処分がないと判断される。</p>		
標準処理期間	総期間	日・月	（注：休日は含まない。）
	経由機関	日・月	（ ）
	協議機関	日・月	（ ）
	処分機関	日・月	（ ）
処分担当課	建設部住宅局建築指導課建築安全推進グループ（電話番号：011-204-5097）		
申請先	市町村建築課（電話番号： ）		
問い合わせ先	建設部住宅局建築指導課建築安全推進グループ（電話番号：011-204-5097）		
備考			